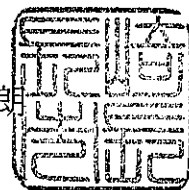


長崎市訓令第 19 号

長崎市職員人事評価実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 10 月 9 日

長崎市長 鈴木 史郎



長崎市職員人事評価実施規程等の一部を改正する規程

(長崎市職員人事評価実施規程の一部改正)

第 1 条 長崎市職員人事評価実施規程（令和 2 年長崎市訓令第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「職員」という。）」の次に「及び消防局長」を加える。

第 4 条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を同条第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の評価者については、1 次評価者のみとし、それぞれ主務の副市長を 1 次評価者とする。

- (1) 長崎市組織規則（昭和 50 年長崎市規則第 34 号。以下「組織規則」という。）第 9 条第 1 項に規定する部長及び所長
- (2) 組織規則第 9 条第 2 項に規定する危機管理監
- (3) 組織規則第 9 条第 3 項に規定する政策監
- (4) 組織規則第 9 条第 4 項に規定する歳入管理監及び契約監察監
- (5) 組織規則第 9 条第 7 項に規定する理事
- (6) 組織規則第 14 条第 1 項に規定する所長等（福祉事務所の所長、原爆資料館の館長及び中央卸売市場の市場長に限る。）

(7) 組織規則第16条第1項に規定する所長

(8) 長崎市消防局組織規則（昭和42年長崎市規則第36号）第3条
第1項に規定する局長

別表定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び会計年度任用職員」を加え、

「市場長
「市場長」を 局長（消防局の局長に限る。）」に、「総合事務所及び東長崎土地区画整理事務所」を「及び総合事務所」に、「農業センター及び東長崎土地区画整理事務所」を「及び農業センター」に改める。

（長崎市職員人事評価実施規程の一部を改正する規程の一部改正）

第2条 長崎市職員人事評価実施規程の一部を改正する規程（令和5年長崎市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日前に実施された消防局長に対する人事評価は、改正後の長崎市人事評価実施規程により実施された人事評価とみなす。